

# 地域再生計画認定申請マニュアル

平成16年3月1日

内閣官房地域再生推進室

## もくじ

	頁
第1章． 地域再生計画の認定制度について .....	2
1 - 1． 認定制度の概要 .....	2
1 - 2． 認定制度のポイント .....	2
1 - 3． 特区計画との関係 .....	6
第2章． 認定基準等の解説 .....	7
2 - 1． 認定基準について .....	7
2 - 2． 関係行政機関の長による同意について .....	10
第3章． 認定申請手続きについて .....	12
3 - 1． 認定申請に必要な書類 .....	12
3 - 2． 認定申請書類の作成要領 .....	13
3 - 3． 特区計画を同時申請する場合の対応 .....	18

## 第1章 地域再生計画の認定制度について

### 1 - 1 . 認定制度の概要

地域再生計画は、地域再生推進のためのプログラム（以下「プログラム」という。）2 . に記述されている地域再生の推進の意義及び目標にあるとおり、「地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、「持続可能な地域再生」を実現する」ためのものであり、個別の支援措置を活用した取り組みの単なる羅列ではなく、地域再生のための取組が有機的に連携した総体として記述される必要がある一方、必ずしも地域の基本計画のような網羅的なものでなく、プログラム2 . にあるとおり、「地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史など地域が有する様々な資源や強みを知恵と工夫により有効活用」した地域独自の特徴を備えていることが期待されるものです。

このような観点から、プログラムに基づき、地方公共団体が地域の再生を図るための計画として地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けた場合、プログラムに位置づけられた計画限定の支援措置が適用されるとともに、支援措置の円滑かつ確実な実施のため、国、地方公共団体、地域再生に取り組む主体が相互に連携し、協力することとなります。

地域再生計画の認定申請にあたっては、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度と同様に、

法令解釈事前確認制度（いわゆるノーアクションレター制度）

民間事業者等による地域再生計画案に関する提案制度

を導入し、地域再生計画を申請しようとする地方公共団体や地域再生を推進しようとしている民間事業者等の取組が円滑にすすむように配慮しています。

### 1 - 2 . 認定制度のポイント

#### 1 ) 認定の発案から認定までの流れ

地域再生計画の認定の発案から認定までの流れを、時間の経過に応じて並べると次のとおりになります。

法令解釈の事前確認（プログラム6 .( 1 )）

民間事業者等からの地域再生計画案の作成の提案（同5 .( 3 ) ）

提案がある場合のみ

地域再生計画案の作成にあたっての実施主体等からの意見聴取（同上）

地域再生計画の認定の申請（同5 .( 1 ) ~ ( 3 )）

地域再生計画の認定（同上）

地域再生計画の変更（同上）

これらについて、以下に地域再生計画の作成者がまず把握しておく必要のあ

るポイントを記述します。

## 2) 法令解釈の事前確認

法令解釈の事前確認については、プログラム6(1)に記述されていますが、その運用にあたっては、「構造改革特別区域法第4条第7項に定める法令解釈事前確認制度に準ずるものとする」とされており、構造改革特別区域法(以下「特区法」という。)第4条第7項及び構造改革特別区域基本方針(以下「特区基本方針」という。)2.(3)に準ずることとなります。ポイントとしては次の点が挙げられます。

地方公共団体は地域再生計画の認定申請にあたって、プログラム別表に示された支援措置に関する法令等の解釈だけでなく、支援措置に関連する事業に関する法令等の解釈についても関係行政機関に確認することができること。

法令解釈の事前確認への回答が期限(原則として30日以内)まででない場合などには、内閣官房に設ける相談窓口(プログラム6.(2)に基づく苦情処理等のための相談窓口)に事実の確認等を求めることができること。

## 3) 民間事業者等からの地域再生計画案の作成についての提案

民間事業者等からの地域再生計画案の作成についての提案に関しては、プログラム5.(3)に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。

地域再生計画案の作成についての提案を行うことができる者は、支援措置の適用が受けられる全ての者(当該地方公共団体の区域外に所在する者を含む。)であること。

提案を踏まえて地域再生計画の案を作成する必要がないと地方公共団体が判断した場合は、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならないとされており、その際には提案を受付けてから30日以内に回答することが望まれること。

提案があったにも関わらず何ら回答がなされず、内閣官房に設ける相談窓口で相談等があった場合には、相談窓口から事実の確認等が求められる場合があること。

## 4) 地域再生計画案の作成にあたっての民間事業者等からの意見聴取

地域再生計画案の作成にあたっての支援措置を受けようとする民間事業者等からの意見聴取については、プログラム5.(3)に記述されていますが、ポ

イントとしては次の点が挙げられます。

意見聴取は、計画案の作成の段階で既に支援措置の適用を受けようとする者として特定されているものに対して行えば足りるものであること。地域再生計画に記載することとなる支援措置の適用を受ける主体の範囲に含まれ得る全ての者を指すものではありません。

都道府県にあっては関係市町村の意見を聴くものとする規定されていますが、地域再生計画の支援措置が適用される区域に存する市町村に対して行えば足りるものであること。なお、都道府県と市町村が共同で申請する場合は、共同で申請する市町村は計画の策定主体となるので、「関係市町村」には該当せず、本条に基づく意見を聴く必要はありません。

#### 5) 地域再生計画の認定の申請

地域再生計画の認定の申請は、地方公共団体より内閣府の長たる内閣総理大臣に対して、申請書、地域再生計画書及び添付書類により行います。

地域再生計画書に記載すべき事項は、プログラム5.(3) に列挙されています。プログラムには、地域再生計画の「詳細な記載方法については、本部のホームページ上において公開する」、「具体的な認定申請の手続き等については、本部のホームページ上において公開する」としてはありますが、これに基づき、地域再生計画及びこれに伴って必要となる申請書、添付書類の様式、内容、記載要領について、第3章で詳述します。

ここでは、その他に、次の3つのポイントを挙げます。

#### 計画の認定申請の主体

計画の認定申請の主体となりうる地方公共団体は、プログラム5.(3) に記述されているとおり、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。) 地方自治法第284条第1項の一部事務組合又は広域連合となり、共同での申請も可能なことから、次のような組み合わせが主に想定されます。

- ) 市町村単独
- ) 複数の市町村の共同
- ) 複数の都道府県の共同(関係市町村の意見をきくこととなる。)
- ) 都道府県単独(関係市町村の意見をきくこととなる。)
- ) 都道府県と市町村の共同(策定主体である市町村を除き、関係市町村の意見をきくこととなる。)

#### 地域再生計画の対象となる区域の範囲

地域再生計画の対象となる区域は、計画の策定主体である地方公共団体

の区域となります。

一方、地方公共団体が当該地方公共団体の範囲からさらに、個別の支援措置が適用される区域を限定しようとする場合は、当該支援措置を受けようとする主体について記述する際に、「 地区で適用する××の支援措置を受ける主体」とすることにより対応することができます。

#### 地域再生計画に記載する支援措置

地域再生計画には、プログラム別表1又は別表2に記載されている支援措置のいずれかを活用する取組を記述する必要があります。地域再生計画に記載する支援措置については、数の限定はありません。計画全体として認定基準に適合するものであれば、支援措置は1つでも複数でも構いません。

#### 6) 地域再生計画の認定

地域再生計画の認定に関しては、プログラム5.(1)(2)(4)(5)及び(6)に記述されていますが、ポイントとしては次の点が挙げられます。なお、認定基準の内容及び関係行政機関の長が行う同意については、第2章で詳述します。

地域再生計画については、認定基準を満たす場合には認定するものとし、その数は限定されません。ただし、予算上の制約をはじめ、支援措置に適用される要件、制約から、支援措置が適用されないこととなり、その結果、計画自体を認定できなくなる場合があります。なお、地域再生計画の全体が認定基準を満たさない場合にも、認定基準を満たさない部分を除外した部分に限ったり、一定の条件を付すことにより、認定される場合があります。

地域再生計画が認定された場合には、申請者に対して認定した旨の通知が当然になされますが、認定しなかった場合、及び認定した場合であっても地域再生計画に記載された規制の特例措置の一部について規制所管省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由が申請者に対して通知されることとなります。

#### 7) 地域再生計画の変更

地域再生計画に定められた内容に変更があった場合には、軽微な変更を除き、プログラム5.(1)に基づき、内閣総理大臣の認定が必要となります。添付書類の内容に係る変更については必要ありません。

また、地域再生計画の実施に支障がないと認められる変更について、軽微な変更として取り扱うことが可能であり、該当すると思われる場合は個別にご相談ください。

また、市町村合併が行われた場合、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入した場合）は当然に変更の申請は要しませんが、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅した場合（新設合併により、新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入された場合）は、変更の申請を行う必要があります。

軽微な変更を行った場合、当該地方公共団体は、変更の内容、変更の内容が適用された日について、地域再生計画の認定事務を行う内閣府に情報提供されますようお願いいたします。

### 1 - 3 . 特区計画との関係

プログラム5 . ( 1 ) なお書きに、「地域再生計画において、構造改革特区に係る措置を活用する場合には、地域再生計画の認定申請と構造改革特別区域計画の認定申請が行われることから、内閣総理大臣は、両計画の認定手続きを、一体的に進めるものとする」とされているとおり、地域再生計画には、地域再生の目標を達成するため、地域再生推進のための支援措置の適用を受ける取組とともに、特区制度に基づく規制の特例措置の適用により可能となる取組を記載することが可能です。この際、新たに特区計画の認定が必要な場合、両計画の認定手続きを一体的に進めるため、申請窓口の一元化、申請書類の一体化等、必要な配慮を行います。特区計画と同時申請する場合の留意点については、第3章で詳述します。

なお、プログラム4 . ( 2 ) にあるとおり、地域再生計画に限って適用される支援措置としてプログラム別表1には「補助対象施設の有効活用や、起債、政策金融、補助金等に係る施策の集中などに係る事項を掲げて」おり、「構造改革特区で講じることができる規制の特例措置に当たる事項については、構造改革特区制度に基づき対応するもの」とされています。

## 第2章 認定基準等の解説

### 2 - 1 . 認定基準について

地域再生計画の認定基準については、プログラム5 . ( 4 ) に記載されています。これらの内容について、以下に解説します。

#### 1 ) プログラム ( 4 ) について

地域再生の推進の意義及び目標と合致していること

地方公共団体が地域再生計画を作成するに当たって、2 . に定める地域再生の推進の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。

#### < プログラム2 . 地域再生の推進の意義及び目標 >

地域経済の活性化と地域雇用の創造の実現のためには、地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史など地域が有する様々な資源や強みを知恵と工夫により有効活用することにより、文化的・社会的なつながりによる地域のコミュニティの活性化や、地域内外のニーズの発掘に応じた民間事業者の健全なビジネス展開を通じて、これを成し遂げるための十分な雇用を創出することが重要である。

このためには、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との構造改革の方針の下、「構造改革特区」等で培われた地域の自立の精神と活性化の芽を、今後、更に大きく育てていくためにも、できるだけ現場に近い意欲のある地方公共団体が、地域の特性を踏まえつつ、主体的かつ計画的な取組を住民や民間事業者など地域の構成員と一体となっていくことが必要であり、国としても政府が一丸となってこのような創意工夫ある取組を全面的に支援する必要がある。すなわち、地域再生とは、経済的に困難な状況に直面している地域を、国が一方向的に支援するのではなく、あくまで「自助と自立の精神」「知恵と工夫の競争による活性化」の尊重を念頭に、「地域が自ら考え、行動する、国は、これを支援する」ことを通じて、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、「持続可能な地域再生」を実現するものである。

#### 【解説】

プログラム2 . に「地域再生の推進の意義及び目標」が定められていますが、地域再生計画で「意義及び目標」として記載される内容をはじめ、地域再生計画全体がこれらの「意義及び目標」の内容と整合していることが求められます。判断のポイントとしては、次の点があげられます。

「地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史など地域



が有する様々な資源や強みを知恵と工夫により有効活用」して、「自助と自立の精神」、「知恵と工夫の競争による活性化」の精神のもとに、地域独自の特徴を有した計画であること。

地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、「持続可能な地域再生」を実現するものとして、地域再生のための取り組みが有機的に連携した総体として計画が策定されていること。

## 2) プログラム(4) について

別表1及び別表2のいずれかの支援措置を講じようとするものであり、その内容が、別表及び支援措置について定める法令等に適合するものであること。

### 【解説】

地域再生計画に記載されている支援措置の内容が、別表の記述内容、及び、法律等又は通達等で定められている支援措置の規定内容に対して、客観的事実に照らして反するものでないことについて判断するものです。

## 3) プログラム(4) について

地方公共団体が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、必要不可欠な支援措置であること。

### 【解説】

地域再生計画に記載されている目標と明らかに関連がない支援措置が当該計画に記載されていないことについて判断するものです。

## 4) プログラム(4) について

民間事業者等から提案を受けて作成した場合は、民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ支援措置を受けて地域再生の取組を実施する者から適切な意見聴取等を行っていること。

### 【解説】

プログラム5.(3) に基づく手続きが、地域再生計画を申請する地方公共団体により確実に履行されていることを確認するものです。例えば、民間事業者等からの提案を踏まえた計画であるとしながら、合理的な理由なく提案内容と異なる計画となっている場合、都道府県が申請主体であるのに関係市町村からの意見聴取がなされていない場合、地域再生の取組を実施する者からの意見聴取の方法が極めて短時間かつ一方的な方法で行われており、十分な意見の反映が困難であると認められる場合などは、この基準に適合しないものとして扱われます。

## 5) プログラム(4) について

当該地域再生計画の実施が当該地域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること

地域再生計画に定める取組を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていることが必要である。実施しようとしている取組の性格にもよるが、生産額の増加や雇用の増加など可能な限り定量的に示すべきである。

### 【解説】

「地域再生計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果」と述べられているとおり、計画に記載される個々の取組ごとの効果を列挙するのではなく、計画全体として期待される効果について記述する必要があります。

必ずしも経済的社会的効果の大きさや発現の早さを問うものではなく、地域の状況に応じて具体的かつ合理的な説明がなされていることが必要です。

計画の内容によっては、定量的な表現が困難なものもありますが、可能なものについては、極力定量的に示すようにして下さい。

## 6) プログラム(4) について

当該地域再生計画が、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること  
地域再生計画が認定された場合に

) 地域再生の支援措置を受ける者が特定されているか、特定される見込みが高いこと

) 地域再生の支援措置を受けて実施する取組のスケジュールが明確であること

が判断基準である。

なお、地域再生計画の申請時点では地域再生の支援措置を受ける者が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、地域再生計画を認定することができる。

### 【解説】

地域再生計画の認定を受けた後、計画に基づく事業が確実に実行に移され、地域経済の活性化と地域雇用の創造という地域再生の目標の実現につながっていくことを担保するため、支援措置を受ける者(主体)の特定状況と取組の実施スケジュールについて判断するものです。

第一に、主体の特定状況の判断については、次のポイントが挙げられます。

「特定されている」とは主体となる個人の個人又は法人が既に定まって

いることを指しますが、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば次のものが挙げられます。

イ 実施しようとする事業が過去繰り返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況

ロ 計画申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、間もなく特定されることが確実な状況

ハ コンペやプロポーザルなど、主体を特定するための手続きのスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

いずれにしても、なお書きとの関係から見ても、認定後、1年以内に特定される見込みが高いと判断されることが必要となります。

なお書きでは「申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、地域再生計画を認定することができる」とされており、いわば「仮免許」を付与することを予定しています。これは、支援措置が受けられることを担保した後でなければ、主体の誘致、勧誘を行うことが難しい場合があることに配慮したものです。

第二に、事業の実施スケジュールの判断にあたっては、支援措置の適用が開始された後、これに基づく事業が成立し、必要な成果が得られるまでのスケジュールが明確になっていることを求めるものです。必ずしも、事業が開始されるまでの期間や事業が実施されている期間の長さについて判断するものではありません。事業の性格や計画全体の構成により、適切なタイムスパンは異なるものであることから、計画を作成する地方公共団体が適切に判断することとなります。

予算上制約がある支援措置については、予算採択される見込みがない等の問題が明らかなものについては、スケジュールが不明確なものとして扱うこととなります。

## 2 - 2 . 関係行政機関の長が行う同意について

関係行政機関の長が行う同意については、プログラム5 .(5)に記載されています。これらの内容について、以下に解説します。

### <プログラム5.(5)>

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった地域再生計画を認定すべきであると判断した場合は、期限を付して、地域再生計画に記載された別表1の支援措置、及び別表2の支援措置のうち予算の制約があるもの等の適用について関係行政機関の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の回答を行うものとする。

関係行政機関の長が不同意をする場合には、地域再生計画に記載された地域再生の支援措置についてどのような部分が支援措置の内容等を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。関係行政機関の長が不同意と回答する場合には、内閣総理大臣は当該地域再生計画の認定をするかどうかの判断するに当たって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体及び関係行政機関から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

また、関係行政機関の長は、同意する場合にあっては、当該地域再生計画の認定に当たって条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

#### 【解説】

プログラム別表1の支援措置及び別表2の支援措置のうち予算の制約があるもの等を地域再生計画に記載する場合、その適用により実施し又は実施を促進しようとする取組が、支援措置を規定する法令等の内容に対し、客観的な事実に基づき、明らかに反するものとして、関係行政機関の長は計画の認定に際して不同意をすることがあります。

予算の制約をはじめ、支援措置に要件、制約がある場合には、不同意となる事態を避けるためにも、プログラム5.(7)にあるとおり、地域再生計画の作成にあたって、内閣府、関係行政機関、申請する地方公共団体は、予め相互に連絡・連携を図り、協力することが必要です。

本文中、「地方公共団体及び規制所管省庁から事実の確認等を行い、所要の調整」とありますが、これは、仮に、関係行政機関の長が客観的な事実に照らして不適合の判断をした場合には、当該支援措置については認定の対象とすることはできませんが、関係行政機関の長の判断のみをもって直ぐに認定の不可の処理を行うこととはせず、地方公共団体、関係行政機関の長の双方から事実の確認等を行うなど、内閣総理大臣が所要の調整を行うことを表しています。

### 第3章 認定申請手続きについて

#### 3 - 1 . 認定申請に必要な書類

認定申請に必要な書類は、次のとおりです。

地域再生計画認定申請書

地域再生計画（プログラム5 .(3) で記載すべき事項を規定。）

添付書類

- イ 申請する地方公共団体の位置、区域を示す図面
- ロ 支援措置を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類
- ハ 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書
- ニ プログラム5 .(3) により聴いた意見の概要
- ホ プログラム5 .(3) による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要
- ヘ 地域再生計画の全体像を示すイメージ図
- ト その他（地方公共団体が必要と判断したもの、内閣府・関係行政機関から求めがあったもの等）

また、認定された地域再生計画の変更の申請に際しては、

地域再生計画の変更の認定申請書

変更後の地域再生計画

変更事項に係る添付書類（上記イからトのうち該当するもの。）

を揃えて、申請することとなります。

### 3 - 2 . 認定申請書類の作成要領

#### 1 ) 地域再生計画認定申請書等

地域再生計画認定申請書

地域再生計画認定申請書には、次の様式を使用してください。

地域再生計画認定申請書	
	年 月 日
内閣総理大臣 殿	地方公共団体の長の氏名 印
地域再生推進のためのプログラム5 .( 1 ) に基づき、地域再生計画の認定を申請します。	
注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。	

複数の地方公共団体が申請主体である場合は、連名で記入してください。

地域再生計画の変更の認定申請書

地域再生計画の変更の認定申請書の様式としては、次の様式を使用してください。

地域再生計画の変更の認定申請書	
	年 月 日
内閣総理大臣 殿	地方公共団体の長の氏名 印
年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したいので、地域再生推進のためのプログラム5 .( 1 ) に基づき、地域再生計画の変更の認定を申請します。	
記	
1 . 変更事項	

## 2. 変更事項の内容

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

本申請書の記入にあたってのポイントは次のとおりです。

- ) 複数の地方公共団体が申請主体である場合、連名で記入すること。
- ) 「変更事項の内容」には、変更事項ごとに、変更前と変更後を対比して記載すること。

地域再生計画（本体）

地域再生計画の様式としては、次の様式を使用してください。

### 地域再生計画

- 1 地域再生計画の申請主体の名称
- 2 地域再生計画の名称
- 3 地域再生の取組を進めようとする期間
- 4 地域再生計画の意義及び目標
- 5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果
- 6 講じようとする支援措置の番号及び名称
- 7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業
- 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

本計画の記入にあたってのポイントは次のとおりです。

- ) 「1. 地域再生計画の申請主体の名称」には、地域再生計画を作成し申請

する地方公共団体の名称を記入すること。共同で申請する場合には、連名で記入すること。

)「2 地域再生計画の名称」には、当該計画の特徴や独自性を端的に表現する名称を記入してください。公序良俗に反しない限り、特段、表現に制限はありませんが、必要以上に冗長な表現は避けてください。

)「3 地域再生の取組を進めようとする期間」には、当該計画に示す目標を達成するために必要な取組に要する期間として、始期と期間を示してください。期間の長短についての特段の定めはありません。また、「約 年」等の表現を用いても構いません。

)「4 地域再生計画の意義及び目標」には、プログラム2.の内容と整合性をとりつつ、地域再生計画の意義及び目標について簡潔かつ端的に表現すること。この際、認定基準のうち、プログラム5.(4)の判断に用いられることに留意し、地域再生計画の経済的社会的効果と、適用される支援措置やこれに関連する取組との相互の関連など、計画の全体像が明確になるように記述してください。

)「5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果」には、計画に定める個々の事業ごとの効果を列挙するのではなく、計画全体として期待される効果について記述すること。この際、可能な限り定量的な表現を用いることとし、定量的な指標の根拠を明らかにして下さい。根拠を示す書類については、「別添のとおり」として、添付しても構いません。

)「6 講じようとする支援措置の番号及び名称」には、当該地域再生計画で適用しようとする支援措置のすべての番号及び名称を記載すること。なお、支援措置を受けて実施する取組の詳細は、別紙に記載することになっています。

)「7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業」には、支援措置に基づく取組に関連して実施する取組の内容について記載すること。関連事業の記述の程度については、原則として、地域再生計画の意義、目標、効果との関係を考慮して、地方公共団体が必要と認める程度で構いませんが、構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組を記載する場合は、当該特区の名称、特例措置の番号及び名称について記載してください。なお、関連事業については、地方公共団体の自主財源による事業など、新たに国の財政的支援を講じる必要がない事業を記載してください。

)「8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」

申請する地方公共団体が地域再生計画の意義及び目標を達成するために



必要と考える事項を記述してください。なお、この欄を用いて、別表1及び別表2の支援措置以外の新たな支援措置の要望、提案を行うことについては、支援措置に関する要望、提案は、別途行うこととしている提案募集によることとしていることから、認められないことに注意してください。

#### 地域再生計画（別紙）

##### 別紙

- 1 支援措置の番号及び名称
- 2 当該支援措置を受けようとする者
- 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

注 支援措置ごとに作成すること

別紙は、地域再生計画に記載する支援措置ごとに作成してください。別紙の記入にあたってのポイントは次のとおりです。

)「1 支援措置の番号及び名称」には、プログラム別表1及び別表2に記載されている支援措置のうち該当するものの番号及び名称を記載すること。

)「2 当該支援措置を受けようとする者」には、当該支援措置の適用を受けられる者の範囲（当該者の属性、規模、所在地など）を記載するとともに、当該者の特定状況（特定されているか、見込みかの別や特定されている場合のその者を特定する情報。詳細は、添付資料に記載すること。）を記載すること。認定基準のうち、プログラム5.(4)の判断に関連することに留意して下さい。

)「3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容」には、支援措置を受けて実施される取組の具体的な内容として、取組に関与する主体、取組が行われる場所、取組の実施期間、取組により実現される行為や整備される施設などの詳細、その他の事業内容を明らかにするために必要な内容を記述すること。なお、支援措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項があれば、地域再生推進本部ホームページで追って明らかにします。

#### 2) 添付書類

#### 申請する地方公共団体の位置、区域を示す図面

- ・ 申請する地方公共団体の位置、区域を明らかにするために必要な図面を添付書類として求めるものです。より広域的な地方公共団体や近隣の地方公共団体との位置関係が明確になるようにしてください。

#### 支援措置を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

- ・ 地域再生計画に記載される「当該支援措置を受けようとする者」の内容を補完して、プログラム5.(4)の基準への適合を判断するために求められる添付書類です。
- ・ ポイントは次のとおりです。
  - ）既に主体が特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載してください。
  - ）主体が特定される見込みが高い場合には、主体の特定に向けたこれまでの調整状況、主体の特定までのスケジュールなど、主体が特定される蓋然性が高いことを示す情報を記述してください。

#### 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

- ・ プログラム5.(4)の基準への適合を判断するために求められる添付書類です。
- ・ ここには、取組（関連する取組を含む）ごとの工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画の意義、目標、効果との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにして下さい。
- ・ 工程表として図示するとともに、計画の全体像が明らかになるように文書でも記述してください。

#### プログラム5.(3)により聴いた意見の概要

- ・ 意見を聴いた主体の名称、意見を聴いた日時、意見を聴いた方法、意見の概要、意見に対する対応について記載してください。

#### プログラム5.(3)による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

- ・ 提案を行った主体の名称、提案が行われた日時、提案の内容、提案に対する対応について記載してください。

#### 地域再生計画の全体像を示すイメージ図

- ・ 地域再生計画の全体像がわかるように、取組の相互の関係や目標が明示された計画の概念図、具体例のわかる絵・写真等、取組の流れがわかるフローなどを組み合わせて、表現してください。なお、本資料については、ホームページ、パンフレット等により、地域再生計画の具体的な例として公表されることとなることに留意してください。

その他（地方公共団体が必要と判断したもの、内閣府・関係行政機関から求めがあったもの等）

- ・ 地方公共団体が必要と判断したもの以外に、個別の支援措置を定める法令等への適合を判断する等の観点から、内閣府、関係行政機関より、添付書類が求められることがあります。

### 3 - 3 . 特区計画を同時申請する場合の対応

第1章1 - 3で述べたとおり、地域再生計画の認定申請とあわせて、特区計画の認定申請を同時に行う場合には、両計画の認定手続きを一体的に進めるため、申請窓口の一元化、申請書類の一体化等、必要な配慮を行うこととしており、具体的には次の対応を講じることとなります。

#### 1) 申請窓口の一元化

従来より特区計画の認定申請窓口である内閣府構造改革特区担当室が、地域再生計画、特区計画の認定申請を一元的に受け付けます。地域再生計画の単独申請の場合、両計画の同時申請の場合、いずれの場合もこの取扱となります。

#### 2) 申請書の一体化

特区計画の認定申請書の様式は、構造改革特別区域法施行規則様式第1（変更の場合は第2）に定められていますが、地域再生計画と同時に申請される場合は、次の様式によることが可能です。

構造改革特別区域計画及び地域再生計画認定申請書	
年 月 日	
内閣総理大臣 殿	地方公共団体の長の氏名
印	
構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置	

に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、地域再生推進のためのプログラム5.(1)の規定に基づき、地域再生計画について、認定を申請します。

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第3条に規定する措置」の文字を、法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

### 3) 計画の内容が重複する場合の記述の省略

地域再生計画の記載内容と特区計画の記載内容が重複する場合は、一方のみに記述し、他方で当該記述を引用することが可能です。具体的には、計画の意義及び目標に関する記述、経済的社会的効果に関する記述、関連する取組に関する記述について、重複する場合があります。

例えば、地域再生計画の意義及び目標である「地域経済の活性化と地域雇用の実現」のための記述は、特区計画の意義及び目標である「地域の活性化」と重複する可能性があることから、特区計画における「意義」又は「目標」の欄において、「地域再生計画4.の記述と同じ」として引用することが可能です。なお、特区計画では、さらに、全国的な構造改革への波及を求めていることから、追加する記述があれば、「加えて、・・・」と記述することになります。

### 4) 添付書類の省略

添付書類の中で、「申請する地方公共団体の位置、区域を示す図面」については、特区計画の添付書類と重複する可能性があります。この場合には、一方の書類を省略して構いません。

当然に、申請される地方公共団体において必要と判断した添付書類で、両計画に必要なものも、一部あれば足りることとなります。